

債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書

(平成
令和) 年分)

 当てはまるものを
 ○ で囲んでく
 ださい。

 →

 {

 不動産所得用

 事業所得用

 山林所得用

 雑所得用
 }

 氏 名 _____

債 務 の 種 類		①		
債 権 者	氏 名 又 は 名 称	②		
	住 所 又 は 所 在 地	③		
債 務 の 免 除 を 受 け た 理 由		④	☐ 破産法の免責許可の決定があったため ☐ 民事再生法の再生計画認可の決定があったため ☐ その他 	
債 務 の 免 除 を 受 け た 日		⑤	年 月 日	
債 務 の 免 除 に よ り 受 け る 経 済 的 な 利 益 の 金 額		⑥	円	
債 務 の 免 除 を 受 け た 年 に お け る 損 失 の 金 額 等	右の所得の金額 の計算上生じた 損 失 の 金 額	不 動 産 所 得	⑦	
		事 業 所 得	⑧	
		山 林 所 得	⑨	
		雑 所 得	⑩	
	総所得金額、退職 所得金額又は山林 所得金額の計算上 控除する純損失の 金額の計算	純 損 失 の 金 額	⑪	
		総 所 得 金 額 、 退 職 所 得 金 額 又 は 山 林 所 得 金 額	⑫	(赤字のときは0)
		⑪と⑫のいずれか 少 ない 金 額	⑬	
	計 (⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑬)		⑭	
総 収 入 金 額 に 算 入 す る 金 額 (⑥と⑭のいずれか少ない金額)		⑮		
総 収 入 金 額 に 算 入 さ れ な い 金 額 (⑥ - ⑮)		⑯		

債務の免除を受けた所得
 にのみ書いてください。
 なお、損失の金額は、⑥
 の金額がないものとして
 計算した金額を書いてく
 ださい。

前年分までの所得から引
 ききれなかった純損失の
 金額(前年の申告書第四表
 (二)を参照してくださ
 い。)を書いてください。

⑥の金額を総収入金額に
 算入して計算した場合に
 おける金額を書いてく
 ださい。

不動産所得、事業所得、山
 林所得又は雑所得の金額
 の計算上、総収入金額に算
 入します。

債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第 44 条の 2 に規定する債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の特例の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、債務の免除を受けた日の属する年分の確定申告書に添付してください。

また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に、「所法 44 の 2」と記載してください。

1 記載要領

(1) この明細書の標題下の「不動産所得用 事業所得用 山林所得用 雑所得用」は、総収入金額に算入する金額⑬がある場合に、所法第 44 条の 2 第 2 項第 1 号から第 4 号までに規定する損失の金額が生じた所得の区分に応じて、それぞれ当てはまるものを○で囲みます。

(2) 「①」欄には、借入金、未払金又は買掛金などと記載します。

(3) 「②」欄及び「③」欄には、債権者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載します。

(4) 「④」欄は、該当する「□」欄をチェックします。

なお、「その他」に該当する場合には、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である旨を括弧内に具体的に記載します。

(5) 「⑥」欄は、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(6) 「⑦」欄は、不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。

なお、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(7) 「⑧」欄は、事業所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。

なお、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(8) 「⑨」欄は、山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。

なお、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(9) 「⑩」欄は、雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を記載します。

なお、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(10) 「⑪」欄は、金額の頭部に△を付けずに記載します。

(11) 「⑫」欄は、債務の免除により受ける経済的な利益の金額を総収入金額に算入した場合の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を記載します。

2 提出先

納税地の所轄税務署長

3 根拠条文

所法第 44 条の 2